

## 平成 29 年度第 1 回愛知県環境審議会廃棄物部会会議録

### 1 日時

平成 29 年 10 月 31 日（火）午前 10 時 30 分から午後 0 時 10 分まで

### 2 場所

愛知県自治センター 5 階 研修室

### 3 出席者

委員 5 名、専門委員 2 名

説明のため出席した者 17 名

### 4 会議の概要

#### (1) 開会

##### ア 会議開催の定足数について

定足数を満たしていることが確認された。

##### イ あいさつ

戸澤資源循環推進監

井村部会長

##### ウ 傍聴人について

傍聴人が 2 名であることが確認された。

##### エ 会議録の署名について

井村部会長から、木下委員及び安田委員が会議録署名人に指名された。

#### (2) 議事

##### ア 審議

- ・廃棄物の適正な処理の促進に関する条例での排出事業者への措置強化について

事務局から資料説明し、別記のとおり質疑応答が行われた。

##### イ その他

特になし

本日の審議結果については、審議内容を踏まえ事務局が「中間とりまとめ（案）」を作成し、各委員に送付し、意見を伺うこととした。各委員からの意見を踏まえた修正内容の確認は、部会長一任で了承された

#### (3) 閉会

## 1 議事

### (1) 廃棄物の適正な処理の促進に関する条例での排出事業者への措置強化について

- ・資料1：廃棄物の適正な処理の促進に関する条例での排出事業者への措置強化について（諮問文写し、付託文写し）
  - ・資料2：食品廃棄物の不適正処理事案の概要
  - ・資料3：食品廃棄物の不正転売に係る再発防止対策について（愛知県）
  - ・資料4：食品廃棄物の不正転売事案について（総括）のポイント（環境省）
  - ・資料5：廃棄物処理法の改正に関する資料
  - ・資料6：排出事業者に対する法・条例の規定の仕組み
  - ・資料7：課題及び対応の方向性
- について、事務局から説明した後、質疑応答が行われた。

<質疑応答>

※資料2から資料6の説明後

【井村部会長】

資料5に年間50t以上の排出事業者を想定と書いているが、排出事業者は県内にどのくらいの数があるのか、また廃棄物処理業者の数もどのくらいあるのか。

【事務局】

平成29年8月末時点で産業廃棄物収集運搬業者が7,984業者、産廃処分業者が546業者、特別管理産廃収集運搬業者が782業者、特別管理産廃処分業者27業者、述べ業者数は9,339業者となっている。

排出事業者の件数については、manifestの交付状況を毎年県に報告することになっており、その結果からは、平成28年度（平成27年度分）の報告事業者数は22,731社であった。

【永瀬委員】

資料2において、県が5年間で13回立入検査を行ったが不適正処理を見抜けなかったとあるが、見抜けなかったところに何か難しさはあったのか。

【事務局】

今回のダイコー事案では、山積みになされたフレコンバッグがあっても、ダイコーからは「処理後の堆肥を保管している」と説明されたり、意図的に食品廃棄物を倉庫の奥の分かりづらい場所に隠していた。相手に悪意を持って隠されてしまうと、それを全て確認することは難しい。ただし、そうした状況であっても、疑わしいところがあれば、法に基づく

報告徴収等で確認をするべきであった。

**【永瀬委員】**

資料3の県の再発防止対策に保健所の職員に立入権限を付与するといった話があるが、これまでは権限がなかったということか。

**【事務局】**

廃棄物処理法は環境部が所管しており、環境部の資源循環推進課、あるいは出先機関が立入権限を持ち、その権限がないと廃棄物処理に関する立入はできない。保健所は食品衛生法に基づく立入検査権限は持っていたが、廃棄物に関する立入はできなかったため、今年度の4月から廃棄物の確認も合わせてできるように廃棄物処理法の立入権限を付与した。

**【永瀬委員】**

環境部局は立入検査を行っていたとのことだが、なぜ保健所にも立入権限を付与したのか。

**【事務局】**

我々は処理を実際に行っている許可業者を中心に立入検査を行うため、一部の多量に廃棄物を排出している事業者を除き、排出事業者にまで手がまわらないことがあった。そのため、排出事業者に立入検査を行っている保健所に廃棄物処理法の立入権限を付与した。

**【木下委員】**

立入検査を行うときは、あらかじめ通達する方法と突然立入検査を行う方法があるが、あらかじめ通達すると不正が起りやすい。通達しないで立入検査をすることはあるのか。

**【事務局】**

基本的に立入検査は抜き打ちで行う。ただし、抜き打ちで行くと担当者が不在で書類がどこにあるかわからないことがあるので、そういった場合には書類以外の現場等を確認した上で、書類は後日、担当者と日程調整した上で確認することもある。

**【中山専門委員】**

2点お聞きしたい。

1点目は、資料5の法改正のところで、許可を取り消された者等に対する措置の強化とあるが、愛知県内で、許可を取り消された処理業者の廃棄物の取扱いで苦慮している自治体と現在関わりがあるので、ぜひともこの辺りを強化していただきたいと思っているが、愛知県では既にこのことで動いていることはあるのか。

2点目は、排出事業者にしても処理業者にしてもそうであるが、廃棄物が県をまたぐ時、

こういった取り扱いをしているのか。

**【事務局】**

1点目については、今後、このような事案が発生した場合には、改正法の条項に基づき、適正に対処していきたい。

2点目の県境をまたぐような事案は、ままある事案であり、権限のある自治体間で連絡調整をしっかりとしながら、場合によっては合同で立入検査を行うなど、情報共有しながら解決に向けた取組を行っている。

**【杉山専門委員】**

5年間で苦情が5件、立入検査が13回とのことであったが、これは他の事業者と比べて回数的に多く、特殊なものなのか。それとも他にも同様な事業者は多くいるのか。

資料2で「職員の資質の低下」と非常に厳しい評価をしているが、今回の事案のような虚偽を見抜くということは非常に難しいことだと思うが、立入には何人ぐらいで行くのか。また、ベテラン職員と経験の浅い職員が一緒に行くなど経験が共有されるようになっているのか。

**【事務局】**

1点目の苦情件数、立入回数については、愛知県では処理業者に対して年に1、2回程度立入検査を行っており、ダイコーへの立入回数は普通より少し多いといった程度であった。悪質な事業者に対しては、毎週立入するなど、頻度を高めて徹底的に指導するケースもあるが、ダイコーについては悪臭のみの苦情であり、悪臭は市の所管であったこともあり、市と合同で立入検査を行い、悪臭の指導は市に任せてしまっていたところもあった。立入検査の回数をもっと増やしたいとは思っているが、職員数の問題もあり、現状の回数が限界である。

立入検査については新規職員も増えているので、ベテラン職員と二人、場合によっては三人一組で立入検査を行いOJT（On the job training）を行っている。しかしそれだけでは十分ではないということで、今年度はマニュアルを作成し、新規職員自らも勉強できるよう対策している。

**【井村部会長】**

ダイコーが悪いというのはもちろんだが今回のポイントは排出事業者。壱番屋にはどのような違反があったのか。また、それに対しどのような措置を行ったのか。

**【事務局】**

壱番屋から排出された食品残さについては、食品製造業から出たものは産業廃棄物であ

るが、工場の食堂から出たものは一般廃棄物となり市町村の所管となる。ダイコーが市から一般廃棄物処分業の許可を受けていれば問題なかったが、許可を受けていなかった。そこに一般廃棄物として処理すべき、食堂からの残り物を処理委託したということで、このことに関しては指導権限を有する（壺番屋の工場のある）一宮市から壺番屋に対して指導を行っている。

#### 【渡部委員】

排出事業者への措置強化が議題ということなので、それに関係して質問したい。条例では現在委託先の処理状況を確認しなければならないとしているが、現状としてどのような形で行われているのか。その具体的な回数、内容、確認した結果の報告がどのように行われているかなど、本事案以外の一般的な事案ではどのように行われているのか、現状を教えてください。

#### 【事務局】

今回の事案を受けて、食品廃棄物の排出事業者に集中的に立入検査を行ったが、それまで排出事業者に対しては、正直あまり立入検査を行っていなかったというのが現状であり、立入検査は処理業者が中心であったため、詳細は把握していない。

※資料7の説明後

#### 【安田委員】

実地確認をしていない理由としては、排出事業者だけの問題なのか、処理業者も面倒くさがって嫌がるといったところもあったのか。

#### 【事務局】

処理業者は契約して処理を受けているので、実地確認に来るなどはなかなか言えない。やはり排出事業者がわざわざ時間をかけて、例えば北海道などの遠方に処分場があった場合にそこまで行っている時間がないという問題が現実にはあると思う。また、数年に一度しか処理委託しないケースもあり、ほぼ100%排出事業者側の問題と言っていると考えている。

#### 【渡部委員】

2点お聞きしたい。

1点目は、法改正では排出事業者の実地確認が義務化されなかったが、その際なぜされなかったのか、国でそのあたり議論があったのか、議論の中で義務化することに対して何か問題があるということになったのか、それともまだ議論が煮詰まっていないということで見送りになったのか、改正の際の議論の状況がわかればお聞かせいただきたい。

2点目は意見だが、除外規定の明文化に関して、現状は参考資料1のアンダーラインが

引いてある部分ということでもいいか。そうであれば、第三者についての記載は4ページの(5)のイになると思うが、これだと例の内容はわかるが、それ以外では、「第三者」は誰でもいいといったことになりかねない。例えば「適切に調査できると思われる」といったように、第三者をもう少し特定したほうがいいと思う。

#### 【事務局】

1点目については、詳細は国で議論しているので分かりかねるが、推測されるのは県の場合はすでに義務化されているが、法律で義務化されると全国の排出事業者に波及するため、影響が大きいといったことが要因としてあるのではないか。

2点目の第三者の記載は現在の運用なので、この部分の書き方については、今後細かいところを規則やその下の要綱などで規定していきたいと考えている。ご意見をふまえて対応していきたい。

#### 【永瀬委員】

今回、処分方法は肥料化とか飼料化であるため、この場合の最終確認は製品を確認しに行くということになると思う。今回山積みになっていたものが製品で、(悪臭も)製品の臭いですという言い訳が通っていたらしいが、そうになると製品が山積みで、売れない形がいつまでも続く状態というのは、現場確認する排出事業者としてはどう対応したらいいのか。

#### 【事務局】

ダイコーに関しては飼料、肥料として再生するという計画であった。排出事業者からは廃棄物として出るので、リサイクルされる場合であっても、現地確認で処理する能力があるか等は確認する必要がある。

実地確認については、今年度作成した排出事業者向けパンフレットに「実地による確認」の中で確認する内容が記載されており、この内容を確認してもらうよう排出事業者に指導している。

#### 【井村部会長】

壱番屋は産業廃棄物でなくて事業系一般廃棄物を処理委託していたということであるが、事業系一般廃棄物の排出事業者は(参考資料4の)パンフレットの排出事業者には当たらないということか。

#### 【事務局】

全ての排出事業者に対してこのパンフレットで説明している。一般廃棄物の説明も、パンフレットの中でこういうものは一般廃棄物ですよといった説明を分かりやすく記載している。

**【事務局】**

壺番屋の状況について少し説明すると、当初あったビーフカツ等については壺番屋の工場から出ていた食品残さなので、産業廃棄物であった。ただし、現地確認については現地には行っていたが、外観を見る程度の不十分なものであったと聞いている。先ほどの食堂からというのは、工場内の食堂から出た一般廃棄物を、産業廃棄物と合わせてダイコーに処理委託していたということで、産業廃棄物の委託についても不適正であったが、そのなかに本来委託してはいけなかった一般廃棄物も混ざっていたということである。

以上